

レクリエーション活動備品貸出事業要綱

1 目的

地域や近隣におけるふれあい、交流事業を行うグループ・団体に備品を貸し出すことで活動の活性化を図り、住民間交流を促進することを目的とする。

2 貸出

豊岡市社会福祉協議会理事長は市内のグループ・団体に対し、申請に基づき、備品を貸出すものとする。

貸出を行う備品は、別表1に掲げるとおりとする。

3 対象者

豊岡市内に居住し、地域住民・構成員のふれあい、交流を促進する活動を行うグループ・団体。

4 一部負担及び貸出期間

- (1) 貸出を受ける者は無料で貸出を受けることができるが、貸出備品を不注意により汚したり、破損故障させた場合等については、貸出を受けた者が修理するものとする。
- (2) 貸出期間は備品を管理する本所及び各支所と調整の上、最長14日間とする。

5 貸出申請

備品の貸出を受けようとする者は、レクリエーション活動備品貸出申請書（様式別紙1）をもって貸出を希望する備品を管理する本所及び各支所に申請するものとする。

6 備品の返却

備品の使用を終えた者は、速やかに備品を管理する本所及び各支所に返却をするものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号

レクリエーション活動備品貸出申請書

社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会
理事長 酒井 清道 様

課長	担当者	受付者	
		貸出	返却

平成 年 月 日

団体名 _____

申込者 _____

住所 _____

連絡先 TEL _____

貸出備品	
貸出を必要とする理由	
貸出期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

返却日	平成 年 月 日
-----	----------